

★ メイン情報 ★

■ 1) 知らなきゃ損する？法令シリーズ 第1弾 ナンバープレートの表示義務の明確化

平成28年4月からナンバープレートの表示義務が変わったよ。
何が変わったんだろう？

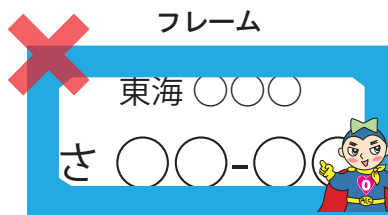


平成28年4月1日～ 追加された禁止事項

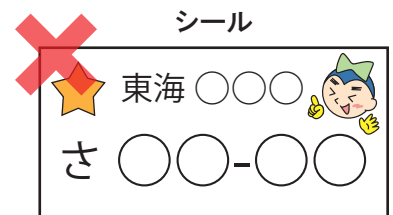
アクセサリ類



カバー自体禁止されています。
無色透明であっても装着してはいけません！

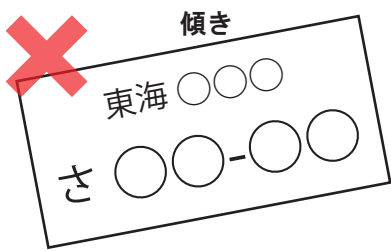


フレームがナンバープレートの文字等にかかってはいけません！
※平成33年4月1日からさらに、フレームの幅等の具体的な基準が適用されます。

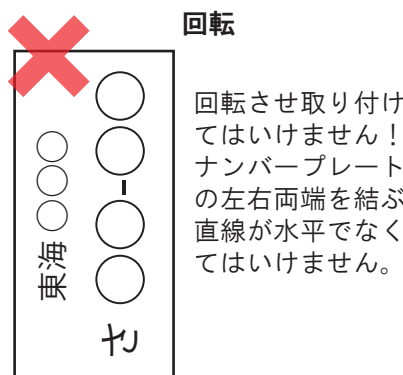


シール等の貼り付けも禁止されています！
(保険標章等一部認められるものを除く)
※文字が書かれていない部分であっても承認されたもの以外貼り付けてはいけません。

取付方法

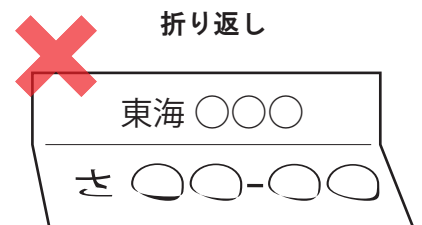


傾けて取り付けてはいけません！
ナンバープレートの左右両端を結ぶ直線が水平でなくてはなりません。



回転

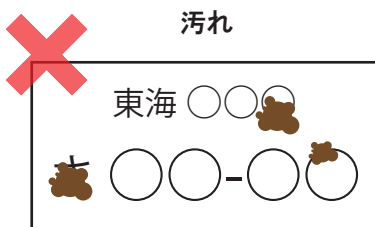
回転させ取り付けてはいけません！
ナンバープレートの左右両端を結ぶ直線が水平でなくてはなりません。



折り返し

ナンバープレートを折り返してはいけません！

その他



汚れで文字が識別できない状態で運転してはいけません！

現在ナンバープレートのカバー等で被覆すること、シール等を貼り付けること、回転させて表示すること、折り返すこと等が明確に禁止されています。これらの行為をしている場合、「法令違反」となります。「知らなかった」は通用しません。

今からでもまだ遅くはありません。身の回りのナンバープレートの状態を確認しましょう。

表示義務を守らなかったら
どうなるんだろう？



ナンバープレートの表示に関わる法令・罰則

ナンバープレートの表示も法令で決められており、守らなければ法令違反となり、罰則がある場合があります。

法令

道路運送車両法 第十九条

自動車登録番号標の表示の義務

自動車は、第十一条第一項（同条第二項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣又は第二十五条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受けた自動車登録番号標を**国土交通省令で定める位置**に、かつ、**被覆しないこと**その他当該自動車登録番号標に記載された**自動車登録番号の識別に支障が生じないもの**として国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならない。

道路運送車両法 第七十三条

車両番号標の表示の義務等

検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車は、第六十条第一項後段の規定により指定を受けた車両番号を記載した車両番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該車両番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、これを運行の用に供してはならない。

罰則

50万円以下の罰金

道路運送車両法第109条 第1項

ちなみに…

法令でのナンバープレートの呼び方は、自動車とバイク等では別のもになっているよ。

自動車登録番号標：自動車

（原動機付き自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除いた、原動機を用い、かつレールまたは架線によらないで運転する車）
（道路運送車両法第9条第1項にて規定）

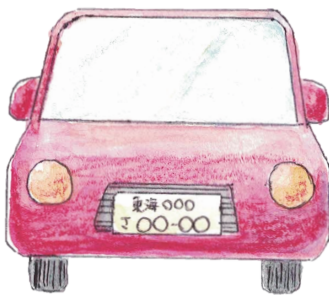
車両番号標：

検査対象軽自動車や自動二輪車、小型特殊自動車
（道路運送車両法第60条 第1項にて規定）



正しい表示の仕方ってなんだろう？
何に気を付ければ良いの？

運転する前の日常点検に
ナンバープレートの点検を加えてみよう！



ナンバープレート、よし！

アクセサリ類

OK

・ボルトカバー
・フレーム

NG

・プレートカバー
・シール

※取り付ける場合はナンバープレートの文字に被覆せず、走行中に文字が判読できるもので脱落する恐れがないこと

取付方法

OK

・水平に取り付け

NG

・回転（傾きも含む）
・表裏逆に表示

※脱落する恐れがないこと

その他

OK

・汚れのない状態

NG

・汚れにより文字が
識別できない状態

平成33年4月1日には、ナンバープレートの角度や、フレーム・ボルトカバー等の大きさに対する具体的な基準が適用されます。フレームを一例に挙げると、現在ではナンバープレートの文字等にかかっていなければ違反となりませんが、平成33年に適用される基準では、上下左右の幅・厚みまで具体的な数値以下でなければいけません。今後も注意が必要です。

★ プチ情報 ★

■ 1) 感染症予防法の見直し！ 誰でもできる手洗い術

風邪やインフルエンザ等の感染症予防のために
手洗いを行っているよ！



感染症予防のため、アルコール消毒液やマスク等を使用している方も多くいますが、石鹸を使用した正しい「手洗い」をすれば、「手洗い」だけでも感染症予防として十分効果が期待できます。「手」はマスクをつけたり、食事をしたり、何をするにも使用する部分です。手を清潔に保つことは、風邪やインフルエンザ等の感染症を防ぐためにできる簡単な手段の1つです。正しい「手洗い」を行い、健康な生活を送りましょう。

洗うタイミングは、帰宅後・トイレの後・調理前・食前 にした方が良いんだって！

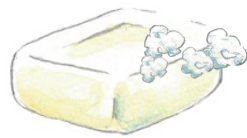


正しい手の洗い方

①水で手を濡らす



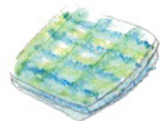
②石鹸を手に取り洗う



③十分に水で洗い流す



④清潔なタオル等でよく拭き取る



洗い残しが多いので
要注意！！



石鹸でしっかり手を洗えば、手軽に感染症を予防できるんだね！
これから洗い方を気にしてみよう。

東海電子株式会社 事務局
水野 井口

東京都立川市曙町 2-34-13
オリンピック第3ビル 203号室
TEL : 042-526-0905 FAX : 042-526-0906
<http://www.tokai-denshi.co.jp/>